

公益社団法人水戸市シルバー人材センター表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人水戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の振興、会員の福祉等に寄与し、功労があると認められる者の表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、一般表彰、役員表彰、地域班長表彰及び会員表彰とし、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 一般表彰 センターに関係ある個人又は団体で、センターの振興、会員の福祉に寄与し、その功績が顕著なもの
- (2) 役員表彰 センターの理事、監事として、3期以上在任した者
- (3) 地域班長表彰 センターの地域班長として6年以上在任した者
- (4) 会員表彰 センターの会員として、センター活動に協力、振興に寄与し、その業績が顕著な者で、正会員会費の未納期間がないもの
 - ア 在籍10年以上の正会員
 - イ 在籍20年以上の正会員
 - ウ 在籍30年以上の正会員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に表彰が必要と認めるもの

(表彰者の決定)

第3条 被表彰者は、理事会の決議を経て決定し、表彰は理事長が行う。

(表彰の方法)

第4条 被表彰者に対しては、表彰状に添えて記念品を贈呈する。

- 2 表彰は、毎年度の定時総会において行う。ただし、被表彰者のうち、在任中の役員及び地域班長が当該総会前日までに死亡したときは、理事会に諮り、表彰状並びに記念品をその遺族に贈呈することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成16年5月1日から施行する。
- 2 社団法人水戸市シルバー人材センター表彰規程（平成4年4月1日施行）は廃止する。

付 則

この規程は、平成21年5月19日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。